

越前町建設工事共同企業体取扱要綱

平成17年2月1日

告示第102号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前町が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定め、共同企業体の適正な運用を図る。

(共同企業体運用の基本方針)

第2条 共同企業体の運用に当たっては、その効果的な活用に資するため、次の基本方針に沿った運用を確保するものとする。

(1) 共同企業体活用目的の限定

工事の発注に当たっては単体企業への発注を原則とし、共同企業体の活用は単体企業による施工と比べてより効果的な施工が確保できると認められるような工事についてのみ行うものとする。

(2) 等級別発注制度の合理的運用

共同企業体を活用する場合においても、等級別発注制度の合理的運用が損なわれないように配慮するものとする。

(3) 活用目的の達成

共同企業体のすべての構成員が技術者を適正に配置することにより、共同施工体制の維持及び円滑な運営が確保され、共同企業体の活用目的が達成されるよう務めるものとする。

(共同企業体の方式)

第3条 共同企業体を活用する場合には、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより施工能力を増大するとともに工事の安定的施工を確保することを目的として工事毎に結成される共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体

優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成される共同企業体

をいう。

第 2 章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第 4 条 特定建設工事共同企業体（以下この章において「企業体」という。）により施工することができる工事（以下この章において「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、町長が指定した工事とする。

- (1) 工事費が概ね 1 億円以上の土木工事
- (2) 工事費が概ね 2 億円以上の建築工事
- (3) 工事費が概ね 1 億円以上の設備工事
- (4) 上記以外の工事で工事費が概ね 5 千万円以上の工事

2 前項各号に掲げるもののほか、特殊な技術等を要する工事であって確実かつ円滑な施工を確保するため技術力等を特に結集する必要があると認められる工事については、対象工事とすることができるものとする。

(構成員の資格)

第 5 条 企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 当該工事に対応する業種について、建設業法（昭和 24 年法律第 10 号）（以下「法」という。）第 3 条に規定する建設業許可を有しての営業年数が 3 年以上あること。
- (2) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請けとしての実績があり、かつ当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (3) 法 26 条に規定する当該工事に対応する業種に係る管理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。
- (4) 当該工事に対応する業種につき、越前町競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に原則として上位 2 等級に登載されていること。

(企業体の構成)

第 6 条 企業体は次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 企業体の構成員の数は、2 社又は 3 社とし、対象工事毎に定めるものとする。
- (2) 企業体の構成員は、同一工事に係る他の企業体の構成員でないこと。

(3) 構成員の最小出資比率は、構成員が2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。

(4) 企業体の代表者は、構成員の中で最も大きな施工能力を有するものとし、その出資比率は、構成員中最大であること。

(資格審査の申請)

第7条 企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名

(2) 工事場所

(3) 工事の概要

(4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(5) 特定建設工事共同企業体の構成員の資格、企業体の構成

(6) 資格の有効期間

(7) その他必要事項

2 資格審査の申請をしようとする者は、公告において示された要件に該当する者同士で自主的に企業体を結成し、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)

(2) 経営事項規模等総括表(様式第2号)

(3) 構成員全員の直近の経営事項審査結果通知書の写し

(4) 共同企業体協定書(様式第3号)

(資格審査)

第8条 前条により提出された書類を審査し、資格を有すると決定されたものについては、資格者名簿に登載するものとする。

(指名等)

第9条 指名競争入札に付する場合には、前条により資格者名簿に登載された企業体の中から指名することとする。

2 前項により指名する企業体の数が3未満の場合は、第7条の手続きを経て補充するものとする。

(企業体の有効期間)

第10条 企業体の有効期間は、当該工事の入札の結果落札した企業体については当該工事が完了し企業体の精算が終了するまでとし、その他の企業

体については請負契約を締結した日までとする。

(変更の届出)

第 1 1 条 企業体は第 7 条により申請した事項に変更があった場合には、速やかに町長に届け出なければならない。

(企業体に対する通知等)

第 1 2 条 企業体に対する各種通知、工事の監督、請負代金の支払等の行為についてはすべて企業体の代表者に対して行うものとし、代表者に対して通知等を行なった場合には他の構成員にも通知等があったものとみなす。

第 3 章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第 1 3 条 経常建設共同企業体（以下この章において「企業体」という。）に対する工事の発注は単体企業に対する発注に準ずるものとし、当該企業体が格付けされた等級に対応する工事を対象工事とする。

(構成員の資格及び企業体の結成)

第 1 4 条 企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 企業体を結成し工事の競争入札に参加するため資格者名簿に登載を希望しようとする業種（以下「登載業種」という。）につき、法第 3 条の許可を有しての営業年数が 3 年以上あり、法第 2 7 条の 2 3 に基づく経営事項審査を受けていること。
- (2) 登載業種について、元請としての実績があること。
- (3) 町内及び県内建設業者であること。ただし、県外建設業者で県内に営業所を有するものと企業体を結成することができる。
- (4) 法第 2 6 条に規定する登載業種に係る管理技術者又は主任技術者となることができる者を工事現場毎に専任で配置しうること。
- (5) 一の建設業者が 2 以上の企業体の構成員とならないこと。
- (6) 資格者名簿において同一等級又は直近等級に属する者との組合せにより企業体を結成すること。
- (7) 企業体の代表者は構成員において定めるものとし、構成員の最小出資比率は構成員が 2 社のときは 3 0 パーセント以上、3 社のときは 2 0 パーセント以上であること。

(構成員の数)

第 1 5 条 企業体の構成員は 2 社又は 3 社とする。

(資格審査の申請)

第 1 6 条 第 1 4 条及び第 1 5 条により結成された企業体は、基準年度（平成 1 6 年度を第 1 年度とする隔年度を言う。以下同じ。）の 1 月 5 日から 3 月末日までに経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第 4 号）及び第 7 条第 2 号から 4 号に掲げる書類（正本 1 部、副本 1 部）を提出して、資格審査を受けなければならない。ただし、新規の申請、業種の追加の申請及び基準年度に申請したが資格がないとされたものの申請については、基準年度以外の年度においても申請することができる。

(格付け)

第 1 7 条 前条により資格審査申請を行った企業体の資格の有無及び格付けについては、単体企業の場合に準ずるものとする。

(企業体の有効期間)

第 1 8 条 企業体の有効期間は、資格者名簿に登載された日から翌々年度の資格者名簿の作成がなされる日の前日までとする。ただし、第 1 6 条第 1 項ただし書に基づく申請により決定された資格の有効期間は翌年度の資格者名簿の作成がなされる前日までとする。

2 有効期間満了日に現に工事を請け負っている者は当該工事についてのみ工事が完了するまでとする。

(変更の届出)

第 1 9 条 第 1 1 条の規定は企業体に準用する。

(企業体に対する通知等)

第 2 0 条 第 1 2 条の規定は企業体に準用する。

附 則

この公示は、平成 1 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 9 月 3 0 日告示第 3 0 号）

この公示は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 3 月 3 1 日告示第 1 0 号）

この公示は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

特定建設工事共同企業体 入札参加資格審査申請書

越前町が発注する下記建設工事の競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請します。

平成 年 月 日

越前町長 殿

(共同企業体の名称)

(代表者の住所、名称、氏名)

(共同して施工しようとする建設工事の概要)

工事の種類

工 事 名

工事の場所

(構 成 員)

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号	代 表 者	住 所	印

様式第2号

経営規模等総括表

経営事項審査対象工事種別 _____ 工事

	商号又は名称	A	B	C	評価対象数値
経営規模	直前2年間における種類別平均完成工事高	千円	千円	千円	(A+B+C) 千円
	直前2年間における総平均完成工事高	千円	千円	千円	(A+B+C) 千円
	自己資本額	千円	千円	千円	(A+B+C) 千円
	建設業に従事する職員数	人	人	人	(A+B+C) 人
	経営状況分析評点				A、B、Cの平均
その他	一級技術者数	人	人	人	(A+B+C) × 5 …… ①
	二級技術者数	人	人	人	(A+B+C) × 2 …… ②
	その他の技術者数	人	人	人	(A+B+C) …… ③
	小計	人	人	人	①+②+③ 人
	営業年数	年	年	年	A、B、Cの平均 年

建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、越前町発注による工事を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、
建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を（所在地）
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、
年 月 日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても第1条に規定する工事の請負契約の履行後12か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地
商号又は名称

所在地
商号又は名称

所在地
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、（商号又は名称）
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施行に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第 8 条 当企業体の出資の割合は、次のとおりとする。

(1) 工事の名称 工事
(2) 出資の割合

(商号又は名称) %

(商号又は名称) %

(商号又は名称) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第 1 条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、第 1 条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、第 1 条に規定する工事の完成後、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に関する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び他の構成員の承諾がなければ、当企業体が第 1 条に規定する工事を完成する日までは脱退することが

様式第4号

経常建設共同企業体 入札参加資格審査申請書

越前町が発注する建設工事の競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請します。

平成 年 月 日

越前町長 殿

(共同企業体の名称)

(代表者の住所、名称、氏名)

(共同して施工しようとする建設工種の種類)

(構 成 員)

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号	代 表 者	住 所	印

